

# 第2期 南幌町障がい者計画

平成25年度～平成26年度

誰もがいきいきと暮らせる  
まちづくりを目指して

平成25年3月

南 幌 町

## はじめに



南幌町では「緑豊かな田園文化のまち」を目指し、第5期南幌町総合計画（平成23年度～平成28年度）に基づき、まちづくりを進めてまいりました。

この第5期計画の障がい者福祉に関する施策における具体的な取り組みとして障害者基本法に基づく「南幌町障がい者計画」と、障害者自立支援法に基づく「南幌町障がい福祉計画」を策定し、施策の充実に取り組んでまいりました。

国では、平成23年以降に障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の施行、平成25年4月に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されることになっているなど、障がいのある方の自立や社会参加を支援する法律や制度の整備が進められ、障がいのある方を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。

南幌町では、こうした社会情勢の変化や制度の改正を見据えながら、障がいのあるなしに係らず地域で共に暮らせるまちづくりを進めるため、「誰もがいきいきと暮らせるバリアフリー社会の実現」を基本理念として、平成25年度から26年度までの2か年を計画期間とする「第2期南幌町障がい者計画」を策定いたしました。

今後、この計画に沿って南幌町の障がい者施策の充実に取り組んでまいりますので、住民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、多大なご尽力をいただきました南幌町障がい福祉計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

平成25年3月

南幌町長 三好 富士夫

# 南幌町障がい者計画

## <目 次>

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 計画策定の趣旨	
第2節 計画の法的位置づけ	
第3節 計画の基本理念	
第4節 計画の基本方針	
第5節 計画の期間	
第6節 計画の策定手順	
第7節 施策の体系	
第2章 障がいのある人の状況	7
第3章 障がい者施策の展開	11
第1節 住み慣れた地域で暮らすための支援体制づくり	
第2節 自立した生活と社会参加の促進	
第3節 共に暮らす意識づくり	

## 資料

- 1 南幌町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱
- 2 南幌町障がい者福祉計画等策定委員会委員名簿

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画策定の趣旨

南幌町は、「南幌町障がい者計画」及び「南幌町障がい福祉計画」に基づき、各種障がい者関連の施策を推進してきました。

この「南幌町障がい者計画」は、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援し、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の仕組みづくりを推進し、障がいのある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、施策の基本的な考え方と方向性を明らかにした基本計画です。

最近の国の動向としては、平成23年8月に「障害者基本法の一部を改正する法律」が一部を除いて公布・施行されました。この改正障害者基本法では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現することを掲げるとともに、障がい者に対する差別の禁止の観点から社会的障壁の除去について配慮がされるべきこと、障がい者の定義が傷病等の障がいのみで捉えるのではなく、社会的障壁（日常生活や社会生活を営むうえで障壁となる事物、制度、慣行等）といった社会との関係において捉えるなど規定が見直されました。

これらの改正を踏まえて、平成25年4月に「法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること」を基本理念として掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されます。

さらに、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、町として障がい者虐待防止への取り組みが責務となっています。

このように、障がい福祉施策は大きな転換期を迎えており、今後、国の動向や制度改正に対し、適時、適切な対応が求められています。

「第1期南幌町障がい者計画」は平成24年度末で計画期間を終了することから、これまでの取り組みを踏襲しながら、障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、今後の障がい者施策を効果的に推進するため「第2期南幌町障がい者計画」を策定いたします。

## 第2節 計画の法的位置づけ

---

本計画は、障害者基本法第11条の規定に基づき、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めるものであり、本町の総合的計画的なまちづくり指針である「第5期南幌町総合計画基本計画」に即した障がい者福祉分野における具体的な取り組みの計画として策定するものです。

これら計画策定及び施策の展開にあたっては、国及び道の関連計画との整合性に留意するとともに、町の関連する個別計画との整合性を図りながら推進していくものです。

## 第3節 計画の基本理念

---

この計画においては、次に掲げるものを基本理念とします。

『誰もがいきいきと暮らせるバリアフリー社会の実現』

## 第4節 計画の基本方針

---

この計画では、以下に示す基本方針に沿って施策を推進することにより基本理念の実現を図ります。

- (1) 住み慣れた地域で暮らすための支援体制づくり
- (2) 自立した生活と社会参加の促進
- (3) 共に暮らす意識づくり

## 第5節 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から26年度の2年間とします。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
第4期南幌町総合計画 (13年度～22年度)		第5期南幌町総合計画 (23年度～28年度)					
第1期南幌町障がい者計画 (19年度～24年度)				第2期南幌町障がい者計画 (25年度～26年度)			
第2期南幌町障がい福祉計画 (21年度～23年度)			第3期南幌町障がい福祉計画 (24年度～26年度)				

## 第6節 計画の策定手順

---

福祉団体関係者等を委員とする「南幌町障がい者福祉計画等策定委員会」を設置し、幅広い意見をいただき、計画の策定を進めました。

また、より身近な声を反映させるために、委員には障がいのある人やその家族の方にも参加してもらいました。

さらには、広く町民の意見を反映させるために計画原案による町民意見提出制度（パブリック・コメント）の手続きも行いました。

年 月 日	概 要
平成24年11月29日	第1回南幌町障がい者福祉計画等策定委員会
平成25年2月1日～2月20日	南幌町障がい者計画原案 町民意見提出（パブリック・コメント）手続き
平成25年3月5日	第2回南幌町障がい者福祉計画等策定委員会

## 第7節 施策の体系

---

### 1 住み慣れた地域で暮らすための支援体制づくり

#### （1）生活支援の充実

①相談支援体制の充実

②権利擁護の推進



- ③福祉サービスや福祉用具等の利用促進
- ④生活の場の確保

(2) 疾病の予防と早期発見体制の推進

- ①疾病予防と早期発見

(3) 生活環境の整備

- ①防災対策の推進
- ②移動に関する支援

2 自立した生活と社会参加の推進

(4) 療育と教育の充実

- ①発達支援体制の充実
- ②学齢期支援の推進

(5) 就労機会の促進

- ①就労支援
- ②福祉的就労の場の確保

(6) 社会参加の促進

- ①社会参加活動への参加促進

3 共に暮らす意識づくり

(7) バリアフリー社会の実現

- ①広報啓発活動の推進
- ②地域福祉活動の推進

## 第2章 障がいのある人の状況

### 1 人口の推移

	H20	H21	H22	H23	H24
人口	9,219	9,070	8,943	8,764	8,571

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

### 2 身体障がい

身体障害者手帳所持者は、ここ5年をみると増減はあまりありませんが人口比で見ると年々増加しています。等級別で見ると1・2級の重度障害者が半数近くを占めています。

○身体障害者手帳所持者数

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数	人口比
H20	118	77	54	92	41	15	397	4.31%
H21	122	73	57	93	40	15	400	4.41%
H22	124	71	59	98	38	9	399	4.46%
H23	118	70	57	99	37	13	394	4.50%
H24	119	69	60	101	35	15	399	4.66%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

障がい別で見ると、肢体不自由の割合が最も多く、次いで内部障がいとなっています。

○身体障害者手帳の障がい種別

	肢体不自由	聴覚平衡	内部障がい		視覚障がい	音声言語	総数
		機能障がい	(腎臓障がい)			機能障がい	
H20	267	23	81	(19)	22	4	397
H21	265	22	87	(19)	23	3	400
H22	262	20	90	(20)	23	4	399
H23	261	19	88	(19)	23	3	394
H24	263	22	91	(22)	22	1	399

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

### 3 知的障がい

療育手帳所持者はここ5年で13人増加しています。

○療育手帳所持者数

	A (重度)	B (中・軽度)	総数	人口比
H20	35	29	64	0.69%
H21	29	32	61	0.67%
H22	27	37	64	0.72%
H23	30	41	71	0.81%
H24	31	46	77	0.90%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

## 4 精神障がい

精神障害者保健福祉手帳所持者は、ここ3年をみると年々増加しています。等級別では2級が多数を占めています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者

	1級	2級	3級	総数	人口比
H20	5	24	5	34	0.37%
H21	7	22	5	34	0.37%
H22	6	21	3	30	0.34%
H23	5	24	8	37	0.42%
H24	7	26	7	40	0.47%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

○自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数

	交付者数	人口比
H20	104	1.13%
H21	110	1.21%
H22	96	1.07%
H23	95	1.08%
H24	103	1.20%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

### 〈発達障がい〉

発達障がいについては、平成23年8月に改正された障害者基本法の「障害者」の定義において精神障がいに含まれることが明記されました。

発達障がいは外見からはわかりにくく、はっきりと診

断や判定をすることが難しいため、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

#### 〈高次脳機能障がい〉

高次脳機能障がいについては、器質性精神障がいとして精神障がいに含まれています。

高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれます。

高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

## 5 難病（特定疾患）

---

難病（希少・難治性疾患）患者については、平成23年8月に改正された障害者基本法の「障害者」の定義において、障がい者に含まれることが明記され、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

## 第3章 障がい者施策の展開

### 第1節 住み慣れた地域で暮らすための

### 支援体制づくり

#### 目標1：生活支援の充実

##### (1) 相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族等から寄せられる様々な相談に対応するため相談窓口体制の充実を図るとともに民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員と町が連携を図り、支援が必要な障がい者の実態・ニーズの把握を行うなど身近で相談できる体制の充実に努めます。

また、障がいのある人やその家族から寄せられる様々な相談等に総合的に対応するため、関係機関や障がい福祉サービス事業者、相談機関等とネットワークをつくり、生活全般にわたるニーズと社会資源の活用の調整を図るケアマネジメント機能の充実を図ります。

##### (2) 権利擁護の推進

自己決定が困難である障がいのある人のサービス選択

や手続きに関して、不利益を防ぐために成年後見制度の利用について周知・普及に努めます。

また、障がい者虐待防止の体制整備及び障がい者の自己決定の尊重など正しい理解の普及に努め、障がいのある人の人権擁護に努めます。

### (3) 福祉サービスや福祉用具等の利用促進

障がいのある人のニーズや情報の把握に努め、在宅の日常生活が円滑に行うことができるよう、福祉サービスや福祉用具、住宅環境の改善整備等の利用を促進するため、多種多様な品目や給付制度の活用などに関する情報提供や相談対応に努めます。

また、各種情報の提供・普及に努めるため、福祉制度を紹介したガイドブックの配布をはじめ、わかりやすく情報を提供するなどして内容の周知を図り、利用を促進します。

### (4) 生活の場の確保

障がいのある人が住みなれた地域で生活を続けることや、施設などから在宅生活に移行できるよう、障がいの特性に応じ、生活支援機能を備えたグループホームなどの住まいの整備を促進します。

## 目標2：疾病の予防と早期発見体制の推進

### (1) 疾病の予防と早期発見

各種検診を実施し、自らの健康状態を認識してもらい、健康増進や病気の早期発見、早期治療に役立てているところですが、生活習慣病から腎臓障がいや肢体不自由などになる人が増加傾向にあります。第2期南幌町健康づくり計画（平成25年度～平成34年度）に基づき、各年代に応じた健康診査や各種検診の充実と受診率の向上を図り、脳血管疾患、心臓病、腎臓病、がんなどの生活習慣病をはじめとする疾病の予防、早期発見、治療の推進に努めます。

その他予防や早期発見・治療のために健康教育・相談やパンフレットなどの広報事業の実施により、生活習慣病の予防に関する正しい知識の普及と意識の高揚に努めます。

また、うつ病をはじめとする精神疾患を予防するため、メンタルヘルスの普及啓発や専門職によるこころの健康相談などを行い早期に相談利用につながる体制づくりの推進を図ります。

母子保健活動においては、保健・福祉・医療・教育が連携し、障がいや発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見し、乳幼児期の健やかな成長・発達支援を推進していきます。



## 目標3：生活環境の整備

### (1) 防災対策の推進

震度4の地震の際には災害時要援護者として登録している人について、安否確認を行っています。今後も南空知消防組合南幌支署など関係機関と連携しながらの取り組みを推進します。

また、災害発生などの緊急時に、迅速かつ適切な体制が必要なため、町内会などと連携して組織的に行動できる体制づくりを検討していきます。

### (2) 移動に関する支援の促進

障がいのある人の移動手段として、ハイヤー料金助成を行っています。現在は町内ハイヤー事業者のみの利用に限られていますが、今後は町外事業者でも利用できるような体制を作り、障がいのある人の外出機会の拡大を図ります。

さらに自動車運転免許取得費並びに自動車改造費の助成など支援制度の周知に努めます。

## 第2節 自立した生活と社会参加の促進

---

### 目標4：療育と教育の充実

#### (1) 早期療育・発達支援体制の充実

発達に心配のある子どもの早期発見・早期療育を進めるため、母子保健事業や幼稚園、保育所などと連携して対象者を把握して、子どもの健やかな成長を促し、保護者が安心して子育てができるように推進します。

さらに南幌町発達支援センターや保育所、幼稚園などの関係機関などが連携して、子どもの障がいの状況に応じた発達支援が図られるように努めます。

その他、教育機関や障がい福祉サービス事業者、就労先などに子どもの様子や支援状況を知らせ、支援を受けやすくすることを目的に子育てサポートブックの作成を検討します。

#### (2) 学齢期支援の推進

個々の状態や特性に応じた適切な教育が受けられるよう本人や家族の意向を把握しながら、就学に関する相談支援の充実を図っていきます。

また、幼稚園や保育所から小学校等へ、児童の支援がスムーズに引き継がれるように教育、保健、福祉等の関係機関が連携に努めます。

さらに障がいの特性に配慮した教育体制の確立に努め、それぞれの子どもの教育的ニーズへの対応を推進していきます。

## 目標5 就労機会の促進

### (1) 就労支援

就労を希望する障がいのある人が自分の能力に応じた適切な就労ができるよう、就労に関する情報提供や相談支援体制の充実に努めます。職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センター、障がい福祉サービス事業所、企業など関係機関と連携を図り、就労に向けた取り組みを支援します。

また、町内企業に対して、障がい者雇用への関心と理解を深めるよう努めます。

### (2) 福祉的就労の場の確保

企業等への就労が困難な障がいのある人について、日常

生活訓練や一般就労に向けた作業訓練の場を確保し、可能な限り就労や社会参加の機会の充実に努めます。

また、町外の福祉的就労の場を活用している人は、公共交通機関を利用している人が多く、経済的負担が大きくなっている現状です。経済的な負担を軽減するための施策を検討し、就労や社会参加の機会の拡大を促進します。

## 目標6：社会参加の促進

### (1) 社会参加活動への参加促進

南幌町社会福祉協議会が主催するボランティア・フェスタや福祉スポーツ大会をはじめ各種行事に、障がいのある人の参加促進を図り、社会参加の機会とします。このような機会は、障がいのある人や障がいに対する住民の理解を深めるためにも意義があります。

## 第3節 共に暮らす意識づくり

---

### 目標7：バリアフリー社会への推進

#### (1) 広報啓発活動の推進

障がいのある人が安心して暮らすことができる社会を実現するためには、障がいに対する理解を社会全体に広めることが必要です。住民一人ひとりが障がいについての正しい知識と認識を深められるよう、広報誌やホームページをはじめ、さまざまな機会を通じて理解の促進に努めます。

#### (2) 地域福祉活動の推進

障がいの有無にかかわらず誰もが尊重され、共に助け合う共生社会を実現するために、地域福祉活動の促進に努めます。ボランティアの育成、発掘など地域福祉を担う人材や団体等の育成や活動支援を南幌町社会福祉協議会と連携しながら行っていきます。

## 資料

### 1 南幌町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づき、南幌町障がい者計画及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条に基づき、南幌町障がい福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、南幌町障がい者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) 計画の点検・評価に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体
- (3) 障がい当事者及びその家族

3 町長は前項第3号に規定する障がい当事者及びその家族のうちから委員を委嘱しようとするときは公募を行うものとする。この場合において、当該公募委員の数は2名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が召集し、会議は委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

2 南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画評価委員会設置要綱(平成19年南幌町訓令第11号)は廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 2、南幌町障がい者福祉計画等策定委員会委員名簿

	氏 名	区 分
委 員 長	水石 裕一	学 識 経 験 者
職務代理	田中 秀巳	社 会 福 祉 関 係
委 員	小友 征之	社 会 福 祉 協 議 会 会 長
委 員	小林 市男	民 生 ・ 児 童 委 員 会 会 長
委 員	戸田 和則	医 師
委 員	栗林 和史	社 会 福 祉 関 係
委 員	熊木喜美夫	障 が い 者 団 体 代 表
委 員	中村 達子	障 が い 者 団 体 代 表
委 員	加藤 顕光	障 が い 者 団 体 代 表
委 員	小林 修	住 民 代 表
委 員	佐藤 純子	住 民 代 表

## 第2期 南幌町障がい者計画

平成25年度～平成26年度

発行日／平成25年3月

発行／北海道南幌町保健福祉課

〒069-0235

北海道空知郡南幌町中央3丁目4番26号

南幌町保健福祉総合センターあいくる

TEL 011-378-5888

FAX 011-378-5255

ホームページアドレス <http://www/town.nanporo.hokkaido.jp>

E-mail アドレス [nanporo@town.nanporo.hokkaido.jp](mailto:nanporo@town.nanporo.hokkaido.jp)

編集／南幌町 保健福祉課